

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書

新潟水俣病は本年5月末日をもって公式確認から60年を迎えた。しかし、いまなお未救済の被害者が水俣病であることを求めて裁判を起こしたり、公害健康被害補償法に基づき認定申請を行うなど、新潟水俣病は終わっていない。

その大きな要因は、最高裁が現行の行政認定基準では認められなかった被害者を水俣病と認めたにもかかわらず、救済制度の見直しが行われていないことや、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」）に基づく被害者発生地域の住民健康調査が確実に行われていないことなどによるものである。

一方で、被害者は高齢化が進み、亡くなる方も後を絶たない。ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟では、原告146人中すでに38人が亡くなっている、被害者の「生きているうちの解決を」という訴えは切実である。

こうした状況を踏まえ、新潟県議会は水俣病被害者の救済は人道上の緊急課題であるとして、昨年6月定例会において「新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書」を全会一致で採択し、政府・国会に提出した。また、被害者発生地域である新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町の各議会も同様の意見書を9月定例会で採択し、政府・国会に提出した。

しかるに、この一年、被害者団体と政府・環境省との協議はほとんど進展が見られず、このままでは、被害者が亡くなって水俣病が終息するというあってはならない非人道的な決着を迎えかねない状況にある。

新潟県は今年5月にも「水俣病被害者の早期救済や抜本的な救済制度の見直しに取り組むこと」を求める要望書を環境省に提出し、5月末日の公式確認60年行事において花角新潟県知事は「被害を受けたすべての方々が等しく患者と認められ、救済を受けることができる恒久的な救済制度を確立すること」を宣言している。また、国会においても今年6月19日に超党派で「水俣病被害者救済新法案」が衆議院に提出され、秋の臨時国会において審議される予定である。

このように、新潟水俣病全被害者の救済は、新潟県民はもとより国民的にも解決しなければならない人道上の緊急課題である。

よって、国においては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 未救済被害者の救済に向けて新たな救済制度を確立すること。
- 2 平成22年4月の特措法に関する閣議決定及び平成23年3月のノーモア・ミナマタ新潟訴訟の和解条項を踏まえて、阿賀野川流域住民の健康被害調査を早急に実施するよう、被害者団体と協議すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

新潟県佐渡市議会議長 金 田 淳 一